

## 平成 30 年総務企画委員会会議録

1. 招集年月日 平成 30 年 6 月 13 日
2. 招集の場所 可児市役所 5 階第 1 委員会室
3. 開 会 平成 30 年 6 月 13 日 午前 8 時 56 分 委員長宣告

### 4. 審 査 事 項

#### 1. 付託案件

議案第 36 号 可児市税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 37 号 可児市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

#### 2. 報告事項

(1) 可児市印鑑条例の一部改正について

(2) 報告第 7 号 出資法人の経営状況説明書について

(3) 地方創生拠点整備及び推進交付金事業の結果について

#### 3. 協議事項

(1) 議会報告会での意見の取り扱いについて

(2) 次期委員会への引き継ぎ事項について

### 5. 出席委員 (8名)

委 員 長	板 津 博 之	副 委 員 長	山 根 一 男
委 員	林 則 夫	委 員	可 児 慶 志
委 員	中 村 悟	委 員	川 合 敏 己
委 員	澤 野 伸	委 員	勝 野 正 規

### 6. 欠席委員 なし

### 7. 説明のため出席した者の職氏名

総 務 部 長	前 田 伸 寿	企 画 部 長	牛 江 宏
市 長 公 室 長	酒 向 博 英	税 務 課 長	伊 左 次 敏 宏
市 民 課 長	山 口 好 成	総 合 政 策 課 長	坪 内 豊
議 会 事 務 局 長	田 上 元 一	議 会 総 務 課 長	梅 田 浩 二

### 8. 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 書 記	服 部 賢 介	議 会 事 務 局 書 記	山 口 紀 子
---------------	---------	---------------	---------

○委員長（板津博之君） それでは、皆さん、おはようございます。

若干時間は早いですけれども、ただいまより総務企画委員会を開会いたします。

例年、6月の委員会冒頭に委員と部課長の皆様より御挨拶をいただいておりますが、昨年度から各委員会の担当部課長の名簿をお配りすることに変更させていただいております。4月の人事異動後の各委員会の担当部課長の名簿を先ほど席上に配付させていただいておりますので、御確認お願いいたします。

それでは、これより議事に入ります。

発言される方は、委員の方も執行部の方も挙手をして、委員長の許可を得てからマイクのボタンを押して発言をお願いいたします。

初めに、議案第36号 可児市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○総務部長（前田伸寿君） それでは、よろしくお願いいたします。

まず、最初に資料番号1の定例会議案書の41ページ、よろしいでしょうか。あわせて、提出議案説明書、資料4の2ページをお願いいたします。

議案第36号 可児市税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

改正の趣旨につきましては、地方税法等の改正に伴い改正するものでございます。詳細につきましては、税務課長のほうから説明させていただきます。

○税務課長（伊左次敏宏君） 税務課です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第36号の内容について説明をさせていただきます。

資料は、今部長が申し上げましたとおりですが、別添で本日お配りした資料の中に資料1として入れさせていただいておりますので、そちらを見ながら御説明をさせていただきたいと思っております。

今回の税条例の一部改正でございますが、平成30年度の税制改正、それから一部、軽自動車の関係につきましては平成28年度の税制改正に伴い改正するものでございます。また、本年4月から適用しなければならない事項につきましては、先般、3月31日付で専決処分、承認をいただいておりますので、これを除いた内容となっております。

それでは、内容について御説明させていただきます。

初めに、市民税・個人につきましては、

主な内容は、四角の中に記載しましたように、1点目としまして個人市民税の給与所得控除、それから公的年金等控除を10万円減額するのにあわせて、所得控除の一つであります基礎控除を同額10万円引き上げるということ。また、これに関連しまして2点目ですが、個人市民税の非課税の範囲が10万円ずつずれていくというような改正でございます。

3点目は、先ほど出てまいりました所得控除の一つであります基礎控除について、合計所得金額に応じて逡減・消滅する仕組みということで、これが新たに導入されます。

具体的な内容、その下から御説明させていただきますと、1点目は第12条のところで非課税の範囲を定めておるところでございます。個人市民税が非課税となる所得要件について10万円引き上げるという内容でございます。先ほど来お話ししておりますように、給与所得控除や公的年金等控除の金額が10万円下げられますので、これにあわせて所得要件を10万円上げるという形でございます。

2点目は、第19条の3です。

これも先ほど概要でお話ししましたが、基礎控除の適用につきまして、従前は所得要件がありませんでしたが、前年の合計所得金額2,500万円以下である方のみへの適用となりまして、あわせて2,400万円を超えて2,500万円以下の方については控除額が減っていくという仕組みとなります。

参考2として記載しました内容につきましては、今回の条例改正には出てまいりませんが、給与所得控除、公的年金等控除の改正をまとめております。

給与所得控除につきましては、控除額が10万円一律引き下げられます。また、控除額の上限となります給与の収入金額が1,000万円超えというところでしたが850万円超えに、またその上限額が220万円から195万円にそれぞれ引き下げられます。

公的年金等控除につきましても控除額が一律10万円引き下げられます。また、公的年金等の収入金額が1,000万円を超える場合の控除額について、195万5,000円が上限とされました。あわせて、公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円を超える場合には、さらに一定の額を控除額から差し引くということで、いずれにしても控除額が圧縮されていくという改正が行われます。

3点目です。第20条の4、調整控除です。

調整控除は、平成19年度に実施されました税源移譲の際に、所得税と市民税の扶養控除など人的控除差、控除の差による税負担の増加を避けるためにつくられた控除ですが、これにつきましても前年の合計所得が2,500万円を超える方には適用しないということとされました。

4点目です。第23条の2です。

市民税・個人の申告義務について定めておりますが、配偶者特別控除の適用を受ける場合は申告をしなければならないとされておりましたが、配偶者特別控除の仕組みが改正されまして、給与所得者の場合、配偶者の方の収入金額、給与収入の金額が103万円から150万円までの方が源泉控除対象配偶者ということとされました。控除額が配偶者控除と同じ金額、150万円までとれるという仕組みなんですけれども、この場合は市民税の申告はしなくてもいいですというふうに改正をされております。

2ページのほうなんです、5点目です。

付則第5条で、これも非課税の範囲ですが市民税の所得割について定めておるところです。

1点目で御説明をさせていただきましたものと同様でございますが、こちらのほうも、10万円引き上げると非課税の範囲が上がっていくということでございます。

続いて、市民税の法人の関係につきましてでございます。

概要としましては枠の中に記載しましたように、大法人の法人市民税の申告について電子申告により行うことが義務化されております。国税における法人税及び地方法人税と同様の取り扱いでございます。

条文のほうですが、2点ございますが、初めに下の2点目のほうです。第33条のところで、今お話ししました内容を定めております。1点目の第11条、第3項ですが、電子申告が義務化されるんですけども、人格のない社団または財団につきましては適用除外とするということを定めております。

続きまして、固定資産税の関係です。

固定資産税では、生産性革命集中投資期間中の臨時的措置として、中小事業者等の設備投資を推進するというために一定の設備投資の課税標準額を当初の3年間でございますが、ゼロから2分の1の範囲内で条例で定める割合を乗じた額とするという措置を講じます。可児市としましては、条例で定める割合はゼロといたします。取得の期間は平成33年3月末まででございます。

なお、中小事業者等とは資本金または出資金の額が1億円以下の法人です。資本や出資を有しない場合は従業員が1,000人以下の法人・個人とされています。また、一定の設備投資とは、市の導入促進計画に適合し、労働生産性を年平均3%以上向上させるものとして認定を受けた中小事業者の先端設備導入計画に記載された機械装置等をいいます。

3ページをお願いします。

軽自動車税についてです。

軽自動車税関係の改正につきましては、平成28年度の税制改正において行われたものでございますが、県の税務担当との関係でありますとか、消費税等の改定時期の見送りなどもございまして市税条例の改正を見合わせておりましたが、平成31年10月の施行に合わせて今回の条例改正とさせていただきます。

概要としましては、消費税10%導入時における自動車取得税の廃止、これは市税条例に関係ありませんが、これと合わせまして自動車取得税のグリーン化機能の維持・強化することを目的とした軽自動車の取得時に係る環境性能割というものを市税に導入します。また、従前の軽自動車税につきましては種別割という名称とするものでございます。

条文の中でございますが、1点目、第8条納税証明事項の中に種別割を明記いたします。

2点目は、第9条延滞金でございますが、環境性能割の申告納付について追加規定をいたします。

3点目、第56条、軽自動車税の納税義務者等を定めるところですが、軽自動車等の取得者に環境性能割を課するというのと、所有者に課する軽自動車税を種別割とするということとを定めております。

4点目ですが、第57条で軽自動車税のみならず課税というところですが、軽自動車の売り主が所有権を留保している場合の納税義務者は買い主とみなすことなどを定めておりますが、

このあたりは従前の軽自動車税と同様でございます。

それから5点目ですが、第57条の2です。

日本赤十字社の所有する軽自動車のうち救急用のものについては非課税とすることを定めております。これも従前の軽自動車税と同様でございます。

6点目です。第57条の3、課税標準を定めているものですが、そこから第57条の8、減免を定めておるところでございます。

内容としましては、環境性能割の課税標準は自動車の取得価格にすること、また税率につきましては、自動車の環境性能に応じて非課税から1%、2%、3%の4区分を定めております。なお、税率につきましては当分の間の税率を付則第16条の6に定めております。また、環境性能割の徴収方法を第57条の5で定めるとともに、申告納付については第57条の6で定めております。第57条の7では、環境性能割の不申告に関する過料について、第57条の8では公益減免について定めております。

4ページをお願いします。

7点目です。第58条、種別割の税率のところからなんですけれども、第66条まで改正前の軽自動車税が種別割となることによる規定の整備を行うものです。なお、種別割の税率につきましては改正前と変更になる部分はありません。

8点目です。付則第16条の2から第16条の5までです。

軽自動車税の環境性能割の賦課徴収については、当分の間、県が行うということ、また減免につきましても県知事が行うこと、それから環境性能割の徴収取扱費、県に対して支払う分ですが、このあたりを定めております。

9点目、付則第17条では、種別割の税率の特例として14年経過した月以降の重課税率について定めております。これも改正前の軽自動車税と変わりはありません。

最後に、市たばこ税の改正について御説明させていただきます。

市たばこ税につきましては、ことし平成30年10月1日から3段階で引き上げとなります。またあわせまして、加熱式のたばこについて課税方式を見直し、紙巻きたばこへの換算方法について、1本当たりの換算方法なんですけれども、本年10月1日から5年間かけて紙巻きたばこへの換算方法を移行させるというものでございます。

条文ごとに説明をさせていただきますと、1点目ですが、第67条です。

従前、加熱式たばこにつきましては、パイプたばこに分類をされておりましたものを加熱式たばこということ、きちっと区分して定めます。

2点目は、第68条の2です。

加熱式たばこの喫煙用具の中で、加熱により蒸気となるグリセリンその他の物質等が充填されたものを製造たばこみなすことを規定します。これは、加熱式たばこの種類で税負担が大きく異なっているという現状がございますので、それを解消させるというものでございます。

3点目は、第69条、たばこ税の課税標準です。

加熱式たばこの課税標準となる本数の換算方法について、この表が載せてございますが、従来は①番としてありますように重量のみに着目した換算方法であったものを、重量と小売価格に着目した換算方法に5年間かけて移行させることを定めます。平成34年10月に完全移行という形になりますけれども、改正後につきましては、重量に0.4グラムを紙巻きたばこ0.5本に換算するということと、小売価格に相当する金額の従前の紙巻きたばこ1本に相当する金額をもって0.5本に換算するという2種類の換算方法を足して計算していくということになります。

済みません、5ページの4点目です。

たばこ税の税率についてです。

たばこ税の税率につきましては、平成30年の本年10月から、3段階で1,000本当たり430円ずつ引き上げることとなります。これは、市のたばこ税の税額でございますが、国税を含めた全体では1,000本当たり1,000円ずつ、1本当たりになると1円ずつ引き上がっていくという形となります。

5点目です。

平成27年改正附則第3条です。

紙巻きたばこの3級品につきましては、平成27年度の改正で特例税率を廃止し、経過措置として段階的に引き上げることとされておりました。

平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、1,000本当たりの税率は4,000円とされておりましたが、この期間を平成31年9月30日まで延長することを定めます。平成31年10月が先ほどの市のたばこ税の税率改正のタイミングですので、そこまで延ばすということとなります。それ以降につきましては、先ほど上で見ていただきました1,000本当たり5,692円に引き上がっていきます。また、この改正にあわせまして、税率引き上げの際に実施する3級品たばこの手持品課税を平成31年10月1日に行うこととし、その税率を1,000本当たり、差額であります1,692円ということを定めております。

可児市税条例を改正する条例についての説明は以上でございます。

○委員長（板津博之君） それでは、これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○委員（澤野 伸君） 個人市民税の非課税措置の要件が10万円引き上がるということで、平成33年1月1日からということなんですけれども、例えば平成29年の税収の部分で比較になるかどうかわかりませんが、これをもしこの対象に当てた場合に、どの程度税収に影響があるのかという部分で、もしわかる範囲で結構ですけれども、現状に即して、もしどの程度影響があるかというのが予測が立っていれば教えていただきたいと思います。

○税務課長（伊左次敏宏君） 実は、この非課税措置は10万円引き上がっていくんですけども、全体にありますように、給与所得の方と公的年金の収入の方につきましては、収入金額から所得金額を計算するときに10万円控除額が減らされていますので、所得金額が上がるんですね。ですので、給与所得者と公的年金収入の所得の方につきましては、実質は影響

がないという形になります。ただ、それ以外の事業所得の方でありますとか、農業所得の方はほとんど数はございませんけど、特に事業所得の方等につきましては影響が出てまいります、ちょっと今、そちらのほうは試算した数字を持ち合わせておりませんが、いずれにしても少人数の方であろうというふうに想定しております。

○委員長（板津博之君） ほかに質疑ございませんか。

○委員（林 則夫君） 課長、たばこ税としての市への収入ですね、ここ数年の推移はどうなっているか、ちょっとわかったら教えて。それで現在、平成 29 年度は幾らか。

○委員長（板津博之君） もし時間がかかるようであれば後ほど、はい。

よろしいですか、林委員、後で。

○委員（林 則夫君） 結構ですよ。

○委員長（板津博之君） ほかに質疑はございませんか。

○副委員長（山根一男君） 軽自動車税につきましてですけど、種別割に名称変更するという  
ことで、軽自動車税という名称自体がもうなくなるということと理解してよろしいですか。

それで、当分の間、県がやるということですので、一応、市の事務から当分の間、どの程度かよくわかりませんが、外れるということなんでしょうか。あと、この環境性能割を導入することによって、税収としては下がるのか上がるのかという、漠としたところでいいんですけど、もしその辺の詳細がわかりましたらお願いします。

○税務課長（伊左次敏宏君） 軽自動車税につきましては、今までは所有している方に毎年 1 回軽自動車税として納税をお願いしておりましたけれども、それが種別割という名前に変わります。それで、加えて新しく環境性能割というものが市の税金としてなるわけですが、概念的には、軽自動車税というものはそのまま残ります。その軽自動車税の中に新しくつくられた環境性能割というものと、もう一つ、従前の軽自動車税であったものが種別割という名前に変わって、軽自動車税の中身が 2 本立てになるというふうに捉えていただければと思います。

ですので、環境性能割の分が今まで県税として収入しておりましたものなんですね。ですので、市税全体として考えると、その分を市税としてきますので、税額が上がるわけですが、1 点、従前の自動車取得税につきましては、市でいいますと財政課のほうで所管をしておりますけれども、自動車取得税交付金ということで、県から取得税の中の 66.5% だったと思いますが、その金額が交付されておりますので、そちらが逆になくなるという形になります。

ですが、今度、市税となります環境性能割につきましては、一応全額市に入ってくるということになりますので、その分は若干プラスになるだろうというふうに見込んでおります。

済みません、当分の間がいつまでかということにつきましては、今のところ、例えば 3 年でありますとか、5 年でありますとか、そういったことが示されておきませんので、従前の自動車取得税のときの事務の流れの中で続けられていくというふうに思っておりますけれども、示されたものはございません。

○委員（中村 悟君） 今と同じところで、関連で、要するに外見は何にも変わらんということかね。軽自動車税として来るということ。中身のことは別にして、表向きは変わらないということやね、見た目か。

○税務課長（伊左次敏宏君） そこは変わりありません。ただ、納税通知の中に軽自動車税種別割という言葉は入れていく形になろうかと思えますけれども。

○委員長（板津博之君） ほかに質疑ございませんか。

税務課長、もしあれでしたら、議案第 37 号の後でも、先ほどの林委員の回答は、よろしいですね、林委員、それで。

○税務課長（伊左次敏宏君） 済みません、たばこ税につきましては、やはりたばこ離れというのが進んでおります関係もあって、少しずつ減ってきているのが現状としてございます。平成 28 年度の決算額でございますが、平成 28 年度の決算額につきましては 6 億 2,600 万円ほど決算をしております。平成 29 年度、昨年度の決算数字は出ております。ちょっと今、手元に持ってきておりませんが、6 億円ちょうど前後になっているかと思えます。ちょっとごめんなさい、正確な数字を今申し上げられませんが、数%減ってきているということと、過去の実績もやはり数%ずつ、このところ落ちてきているというところでございます。今度の改正でいきますと、見込みとしては 1,500 万円前後の増になる改正だろうという見込みをしておりますが、本数がどれだけ落ちてくるのかというところがございまして、従前と同じ本数でいけば、それぐらいプラスになってくるものというふうに見込んでおります。

○委員（林 則夫君） そこで一言、僕はたばこを吸わんけれども、見ていますとたばこを吸う人がいかにも冷遇をされておって、かわいそうに思えてしょうがないわけですね。だから、6 億円も市へ入ってくるんだったら、市役所へ用があつて来る人、また職員の皆さんぐらいはおいしくたばこを吸っていただけるような、あんな寒風にさらされてたばこを吸ったりさ、どしゃ降りの中を車庫まで行って吸うようなことをしないで、その辺のことをちょっと考えてやってほしいなということを常々思っておりますので、頭の片隅に置いておいてください。以上です。

○委員長（板津博之君） これは、総務部長、何か。

○総務部長（前田伸寿君） これも、おとしの一般質問の中で山田議員から質問があつて、当時の総務部長がお答えをしたはずですけど、その時点では車庫棟であったものを今の場所に移したということで、あれは多分、国の指針の中で健康増進法に基づいてそういう敷地内の壁でくくられた建物内ではという、その国の方針が出て今の場所に移したということでございますので、それに沿った形で今施行しておるということで御理解いただきたいと思えますけど、お願いいたします。

○委員長（板津博之君） よろしいですか。

○委員（林 則夫君） いいも悪いもない。

○委員長（板津博之君） じゃあ、この件以外でほかに質疑ございませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑もないようですので、これで質疑を終了といたします。

続いて討論を行います。

〔挙手する者なし〕

討論もないようですので、討論を終了といたします。

これより議案第 36 号 可児市税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決をいたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第 36 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 37 号 可児市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○総務部長（前田伸寿君） それでは、資料番号 1 の議案書 83 ページをお願いします。議案説明書のほうは 3 ページでございます。

議案第 37 号 可児市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

改正の趣旨につきましては、税条例と同様、地方税法等の改正に伴い改正するものでございます。

詳細について、税務課長から説明をさせていただきます。

○税務課長（伊左次敏宏君） よろしくをお願いします。

可児市都市計画税条例の一部を改正する条例について、御説明させていただきます。

資料番号 1 番の会議案を見ていただきますと、83 ページでございますが、内容は 1 条、2 条と 2 つでございます。

概要につきましては、先ほどと同様に、本日配らせていただきました資料の 5 ページのほうに書いてございます。

改正内容でございますが、第 1 条、第 2 条とも都市計画税の課税標準額の特例を定める根拠となります地方税法の附則第 15 条というところが改正されたことに伴うものでございます。

第 1 条の中では、法附則第 15 条に第 48 項というものが追加されたことに伴いまして読みかえ規定を改正するものでございます。

第 48 項につきましては、都市再生措置法に規定する立地促進や立地誘導促進施設協定の目的となる土地を所有して一定の施設を管理する場合、その用に供する土地と償却資産の都市計画税の課税標準額を 3 年間 3 分の 2 とすることを定めたものでございます。この項目が地方税法の附則のほうに追加されましたので、それにあわせて読みかえ規定の中で追加をしております。

第2条のほうの改正の内容ですが、同じく地方税法の附則の第15条の中で第43項というものが削除されましたので、この項ずれでありますとか読みかえ規定を改正するものです。その削除された第43項というものは、中小企業の経営力向上設備に対する都市計画税の課税標準額を3年間2分の1とするというものでございますが、今回、先ほど税条例にございましたように、生産性向上の部分で新たな取り組みに変わっていきますので、それにあわせて旧の第43項が削除されます。

第1条の改正の施行につきましては、この条例公布の日か、都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行の日か、いずれか遅い日から施行をいたします。また、第2条の改正につきましては平成31年4月からということで、平成30年度いっぱいには現行の仕組みで参ります。

説明は以上でございます。

○委員長（板津博之君） それでは、これより質疑を行います。

〔挙手する者なし〕

発言もございませんので、質疑を終了といたします。

続いて討論を行います。

〔挙手する者なし〕

討論もないようですので、討論を終了といたします。

それでは、これより議案第37号 可児市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第37号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

お諮りします。本日審査しました案件に関する委員長報告の作成につきましては、委員長、副委員長に御一任いただきたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

ここで、議事の都合により暫時休憩とします。

休憩 午前9時32分

---

再開 午前9時34分

○委員長（板津博之君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

報告事項1. 可児市印鑑条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○市民課長（山口好成君） 委員会資料の2をごらんください。

可児市印鑑条例の一部改正につきまして、御説明をいたします。

初めに、印鑑条例の一部を改正する目的でございますが、心と体の性が一致しない性同一性障がい（トランスジェンダー）など、性的少数者（LGBT）に配慮した一つの取り組みといたしまして、印鑑登録証明書に記載されております男女の別欄を削除する動きが全国的に広がりを見せております。

こうした流れのもと、市町村からの要望を受ける形で印鑑登録システムを管理しています岐阜県市町村行政情報センターでは、印鑑登録標準システムから性別記載欄を削除するためのシステム改修を行うこととなりました。

そうした動きの中で、可児市におきましても、窓口での心理的不安を和らげるなど性的少数者に配慮した対応といたしまして、印鑑登録証明書から性別記載欄、男女の別を削除するため可児市印鑑条例の一部を改正するものでございます。

削除に向けました動きといたしましてのきっかけでございますが、総務省が平成28年12月12日付で市区町村からの質疑に答える形で、性同一性障がい、性的指向、性自認に配慮して、印鑑登録証明書に男女の別を記載しない取り扱いとすることに差し支えないと通知されたことによります。

この総務省の通知によりまして全国的に削除を求める声が高まってまいりましたが、岐阜県におきましては、昨年9月に八百津町に在住のトランスジェンダーの男性と性的少数者を支援する団体の代表者の方が、八百津町に対しまして印鑑登録証明書から性別欄をなくすよう求める意見書を提出されましたことで、岐阜県内での削除に向けた動きが出てまいりました。

印鑑登録標準システムを管理しています岐阜県市町村行政情報センターでは、印鑑登録証明書の岐阜県標準様式を利用しています36の市町村に性別記載欄を削除することを前提としたアンケート調査を実施、その結果から性別欄を削除した標準様式にシステムを改修する方針を固められました。

次に、性別記載欄の有無の状況につきまして御説明を申し上げます。

全国1,741市区町村のうち性別記載欄のないのは、少し古いデータとなりますが、平成27年6月に総務省が公表していますデータによりますと198の市区町村となっております。また、岐阜県におきましては、昨年12月現在で42市町村の全てにおいて性別記載欄が載っている様式となっております。

その後、岐阜県市町村行政情報センターのシステム改修を受けまして、新聞報道でもございましたが、関市や坂祝町、八百津町が既に性別記載欄を削除した証明書の発行を開始しております。また、6月5日の新聞には、性的少数者を支援する民間団体のメンバーが岐阜市長を訪ねられ、性別記載欄の削除の申し入れをされましたことや、郡上市や羽島市では6月定例会市議会に条例改正案を提案する予定だと報道されておりました。

資料の裏面をごらんください。

今回、予定しております改正の内容につきましては、第6条の印鑑登録原票と第11条の印鑑登録証明書の登録、記載事項から男女の別欄をそれぞれ削除するものでございます。

最後に、今後の予定でございますが、市議会第4回定例会9月議会に上程をいたしまして、その後、10月から広報紙やホームページでお知らせするとともに証明書の発行テスト等を経まして、12月1日から男女の別を削除した印鑑登録証明書を発行していきたいと考えております。

条例改正につきましてはの説明は以上でございます。

○委員長（板津博之君） それでは、これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○委員（中村 悟君） 質疑なんていう大層なことじゃないですが、印鑑証明をとるときって、大抵何らかの取引とか、そういう法的な手続を行うときに多分つけられるものなんですけど、これは質問で、例えばそういうときって、よく住民票とかいろんなものもつけることが多いんですけど、住民票とか何かって今どういうふうになっておるんですか。全然気にしておったことがないんでわからないんですが。

○市民課長（山口好成君） 今の住民票につきましては、住民基本台帳法によりまして性別は最低限必須記載事項ということになっておりますので、住民票には男女の別は記載されております。いわゆる削除することはできないという状況になっております。以上です。

○委員長（板津博之君） ほかに質疑ございませんか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件に関しては終了といたします。

次に、報告事項2. 報告第7号 出資法人の経営状況説明書についてを議題といたします。執行部の説明を求めます。

○総合政策課長（坪内 豊君） それでは、よろしくお願ひします。

報告第7号 出資法人の経営状況説明をさせていただきます。

議案配付資料の9番と10番ですね、こちらを使って説明をさせていただきます。

初めに、平成29年度可児市土地開発公社の事業報告と決算書になりますが、資料の9番のほうをごらんいただきたいと思います。

こちらの1ページをお願いします。

平成29年度の事業報告となります。

まず1. 事業の状況です。

(1) 公有地取得事業といたしましては2件ございました。

表にございますように、市道117号線、これは下恵土地内の可児駅西側の南北道路になりますけれども、この道路整備事業といたしまして1,055.47平方メートル、4,888万8,538円で取得をしております。

次に、広見地内の可児駅前線・前波田白線交差点改良事業でございます。こちら、159.82平方メートル、1,277万4,072円で取得しておりますけれども、このうち補償費等で316万

8,432円を含んでおりますので、純粋に土地の取得費としては約960万円でございます。

続きまして、(2)の公有地の処分事業、こちらにつきましては4件でございます。土田渡多目的広場整備事業といたしまして1万2,097.03平方メートル、5,495万3,884円でございます。

次に、市道117号線道路整備事業といたしまして、266.19平方メートル、1,269万6,450円でございます。

市道2211号線道路改良事業では358.64平方メートル、1,032万8,832円、土田渡の市道6012号線代替地取得事業では1,135平方メートル、431万3,000円ございました。

続きまして、2番の財務の状況になります。

事業収益につきましては8,230万1,166円、事業外収益といたしましては受取利息として48万9,529円を収入いたしまして、収入合計8,279万695円になります。支出につきましては事業原価8,229万2,166円、販売費及び一般管理費3万円で、支出合計8,232万2,166円となりまして、当期の純利益は46万8,529円となりました。

活動資金につきましては、金融機関からの借入れはありません。余裕金の7億4,000万円を定期預金として運用しているという現状でございます。

2ページをごらんください。

監査の実施状況でございますが、平成29年4月に平成28年度の事業報告と決算の監査を受けております。

続きまして4番、一般庶務事業になりますが、(1)公社役員の任命等ですけれども、これは市職員の人事異動によるものでして、平成29年4月1日付で任命が3名、平成30年3月31日付で辞任が4名となっております。

(2)理事会の状況ですけれども、4回開催しておりまして、5月に平成28年度の事業の報告と決算の承認、8月に理事長の選出と業務方法書の変更について、11月に変更事業計画と補正予算の承認、平成30年3月に平成30年度の事業計画と予算の承認、情報公開・個人情報保護審査会設置規定など、3つの規定の制定を行いました。

続きまして、決算に移ります。

3ページをごらんください。

決算報告でございます。

1の収益的収入及び支出の(1)の収入になります。

決算額につきましては先ほど1ページで御説明しておりますので、決算額の右側の予算額に比べて決算額の増減という欄がございますけれども、こちらをごらんください。

上から2つ目の公有地取得事業収益で430万円ほどの減額になっておりますけれども、これは市道6012号線、土田渡多目的広場の進入路の代替地になりますけれども、この処分が発生したことによるものでございます。その下の附帯等事業収益は、坂戸の県総合教育センターの跡地に立ちます電柱の占用料としての収入というものでございます。

その下の(2)支出の販売費及び一般管理費は、役員報酬になります。

4 ページに移りまして、資本的収入及び支出でございます。

(2)の支出ですが、公有地取得事業費に不用額が約 1,300 万円ありますけれども、これは可児駅前線・前波田白線交差点改良で地権者と契約に至っていないため発生したという状況のものでございます。

続きまして、5 ページをごらんください。

平成 29 年度の損益計算書になります。

事業収益等につきましては、これまで御説明をさせていただいたとおりでございます。差し引き 46 万 8,529 円とありますが、これが当期の純利益ということになります。

6 ページは、平成 29 年度の貸借対照表です。

左側、資産の部、1 の流動資産といたしまして、(1)の現金及び預金ですが 8 億 3,487 万 4,372 円です。(3)から(5)は土地です。土地の合計につきましては 4 億 7,115 万 5,310 円になります。以上、流動資産といたしましては 13 億 602 万 9,682 円ということでございます。

その下の固定資産といたしましては、長期性預金、これは基本財産になりますけれども、500 万円でございます。

以上、資産合計といたしまして 13 億 1,102 万 9,682 円でございます。

次に、右側に移りまして負債の部ですけれども、流動負債が 498 万円でございます。これは、平成 29 年度事業のうち登記が完了していないものがございまして、それによる未払金でございます。

その下の資本の部ですけれども、資本金として基本財産が 500 万円、準備金といたしまして前期繰越準備金が平成 28 年度からの繰り越しといたしまして 13 億 58 万 1,153 円、当期純利益として 46 万 8,529 円でございますので、資本の部の合計といたしましては 13 億 604 万 9,682 円となっております。

そして、負債資本の合計といたしましては 13 億 1,102 万 9,682 円でございます。

7 ページをお願いします。

7 ページは財産目録になります。

それぞれの内容は、先ほどの貸借対照表と重なるものでございまして、左側の 1 番下、資産の合計は貸借対照表の資産合計と同額になります。右側の負債の部につきましても貸借対照表の負債の部と同額でして、差し引き、正味財産としては 13 億 604 万 9,682 円となります。

8 ページにつきましては、キャッシュフロー計算書です。

これは、資金の増減をあらわしているものでございまして、一番右側の平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで、つまり平成 29 年度の動きということで、こちらをごらんいただきたいと思いますが、内容につきましては、先ほど来御説明を申し上げているところでございます。このような現金の増減がございまして、下から 3 段目の現金預金の増減額といたしましては 2,607 万 8,085 円増額いたしまして、8 億 3,487 万 4,372 円というふうになっております。

9 ページ以降につきましては、附属の資料になります。

9 ページは公有地の取得、処分の状況の一覧になります。

10 ページにつきましては、公社の保有いたします土地の明細表になります。

それから 11 ページは、保有する土地の増減の状況を示したものでございます。

続きまして 12 ページは、資本金・基本財産ということになりますが、これは現金預金残高の明細ということになります。

あと、13 ページにつきましては引当金の明細表ほかになりますけれども、引当金と未収金については該当がありません。未払金につきましては、このとおり 2 件ですね、498 万円ありますけれども、これは先ほど御説明申し上げましたとおり、平成 29 年度に登記が完了しなかったというものによるものでございます。

決算等につきましては以上のおりになりまして、引き続き、資料番号 10 番のほうをごらんいただきたいと思っております。

こちらは、平成 30 年度の土地開発公社の事業計画及び予算書というものでございます。

済みません、1 ページをごらんください。

事業計画になります。

公有地取得につきましては代行用地として 4 件、代替地として 1 件を予定しております。

市道 117 号線道路整備事業につきましては、これは先ほどの可児駅西側の南北道路になりますけれども、1,072 平方メートル、5,189 万円を予定しております。

続きまして、市道 112 号線、これは土田の K Y B 東工場から小林三之助商店、大王製紙へつながっていく路線になりますけれども、狭隘部分を拡幅するというもので、この用地に対しまして 500 平方メートル、1,710 万円を予定しております。

市道 602 号線、6151 号線につきましては、これは土田渡多目的広場の進入路になりますけれども、236 平方メートル、7,511 万 9,000 円を予定しております。なお、このうち補償費が 7,000 万円ほどとなっております。

次に、土田渡多目的広場につきましては 1,262 平方メートル、479 万 6,000 円を予定しております。

以上、代行用地といたしまして 3,070 平方メートル、1 億 4,720 万 4,000 円となります。

続きまして、代替地といたしまして市道 6020 号線、6151 号線です。1,596 平方メートル、4,150 万円を予定しております。

合わせまして、平成 30 年度の土地取得事業といたしましては 4,666 平方メートル、1 億 8,870 万 4,000 円となります。

続きまして、公有地の処分となります。処分は 1 件でございます。市道 117 号線の 127 平方メートル、598 万 4,000 円でございます。

続きまして、2 ページをごらんください。

先ほどの 1 ページ目で説明を申し上げた部分と重なる部分につきましては、省略をさせていただきます。

こちらの第3条の収益的収入及び支出の中で、第1款事業収入の第2項附帯等事業収益、これは先ほど決算でも御説明させていただきました坂戸の中電の電柱の占用料になります。

第2款の事業外収益の受取利息につきましては、32万6,000円を予定しております。

支出につきましては、第2款の販売費及び一般管理費につきましては7万円でございます、役員報酬と事務費を予定しております。

続きまして、1ページ飛びまして、4ページをごらんください。

予算の実施計画でございます。

下の表の2つ目、販売費及び一般管理費ですが、これは先ほど御説明しました7万円の内訳として、人件費、役員報酬が3万円、経費、これは事務費として4万円でございます。

続きまして、飛びまして7ページをごらんください。

平成30年度末になります貸借対照表ということになりますけれども、先ほどの事業を行った結果、平成30年度末ではこのような状況になるというようなものをあらわしたものでございます。

あと、8ページと9ページにつきましては、先ほどの平成29年度の損益計算と貸借対照表となっております。これは、決算の中で御説明申し上げたとおりの内容となっております。

以上で報告のほうを終わります。

○委員長（板津博之君） それでは、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

○委員（川合敏己君） 参考までにちょっと教えていただきたいんですが、市道117号線下恵土地内、これは県道の拡幅がアンダーから消防署のほうまで今行われておりますが、それは18メーター道路に係る部分のあたりの、いわゆる交差点のあの部分の取得になっているんですかね。ちょっとごめんなさい、箇所としてはどこら辺から始めていらっしゃるのかというのを。

○企画部長（牛江 宏君） 実は117号線自体、事業が始まったところです。事業が始まりますとやはり皆さんにお話しして、できるだけ変えるところは早く変えたいということで、逆に公社を活用してもらっているということですので、今おっしゃってみえるような南側の県道の交差点だけではなく、全線にわたって今もう管理用地課のほうで動いていますので、箇所がどこじゃなくて117号線全体で先行買収が入ったり、実際、事業の中で用地買収が入っているという状況でございます。

○委員長（板津博之君） ほかに。

○委員（林 則夫君） 課長、俗に言う塩漬けの土地は抱えておらんかな、あればどのぐらい、将来の見通しと、それを聞かせてください。

○企画部長（牛江 宏君） 先ほど課長の説明の中で、附属のいろんな資料があるということで御説明申し上げまして、資料ナンバー9の10ページ以降を見ていただきたいと思います。

保有土地明細表がございます。ここを見ていただきますと、実質、公有用地として持っているのは坂戸の土地でございます、これは市と協議の上、公社が自主的にというか、公社

で買っているということになりますので、あえて公社が独自に保有している土地はこれ1件のみ。それ以下につきましては、代行用地及び代替地でございますので、これは市のほうの依頼に基づいて買っている土地ということで塩漬けになったものではございませんので、このような一覧表から見ていただいたとおり、塩漬けになっている土地は全くございませんので、よろしく申し上げます。

○委員長（板津博之君） この件について、ほか質疑ございませんか。

○委員（澤野 伸君） ちょっと10ページが出たのでお尋ねいたしますが、市道112号線、地番が大池5035番地の2の部分で、代行用地とその代替地のちょっと比較をして金額をはじいてくると、3,800万円ぐらいの移転補償費だというふうに見ればいいんでしょうかね。

○企画部長（牛江 宏君） 済みません。過去の話ですので、ちょっと課長のほうは十分把握していないので私からお答えします。

そのとおりでございまして、補償費が一部入っておる関係で、単価上、非常に上がっておりますが、補償費があるということで全体が高いということで御理解いただければと思います。

○委員長（板津博之君） ほかに発言はございませんか。

○委員（川合敏己君） 済みません、117号線の件でもう一回教えていただきたいです。

まだ始まったばかりです。大体スケジュール的にはどういった形で進行していくと考えられますかね。ちょっと難しい質問かもしれませんが、これは、もちろん地権者のあれもあるとは思いますが、予定としてはどういう形で。

○企画部長（牛江 宏君） 済みません。詳細については建設部所管でございますので、私どもからというわけで全てお話しするわけにはいかないと思いますが、大体、事業期間としては3年から5年ぐらいをめどに補助金をもらっております。まだ用地買収の途中ということで、かなり地権者との交渉は進んでおるということで、公社のほうで代行買収する部分と、本体のほうで買い戻しながら買っていく部分がございます、それがある程度めどがついてから事業ということになります。あそこのあたりの延長からすると3年程度で工事的には終わると思いますが、今のお話で、まさに地権者からまだ全てオーケーをもらっていないということですので、めどとしては先ほど言いましたように3年から5年というふうに見ただければというふうに思います。

済みません、ちょっと詳細が、今のように私どもが事業主体じゃございませんので、ちょっと申しわけございませんけど、よろしく申し上げます。

○委員（可児慶志君） 先ほど、部長のほうから可能なところは先行取得というようなニュアンスの話がありましたけれども、今、長期事業計画とかいうものが出されていないということで、具体的に事業化がされないと、なかなか土地の取得というのは手をつけられないという状態になっていると思うんですけれども、近い将来、着手しなきゃいけないという見込みのあるエリアにおける土地の取得が、なかなか事業計画が明確になっていないがために取得がしにくいという状況にあるという部分があると思うんですけど、そういうところの見直し

というのは、現状はされようとしているのかどうかというのをちょっと教えてください。

○企画部長（牛江 宏君） まず答える立場が2つありまして、土地開発公社では私、常務理事をやらせていただいておりますが、そちらのほうでいきますと、土地開発公社で今の御意見のような動きはとるという方向は持っておりませんので、まずそれはそういうことでお答えしまして、市の企画部としてのお話です。

企画部としては、今いろんな面で長期計画という具体的なものは示していないところもありますが、将来に向かって何らか有効な土地であれば確保する必要があるであろうということで坂戸のようなお話についても進めてきた経緯はあるというふうに理解しておりますし、その活用についてはまだまだこれから議論の余地もあるということを押まえておりますが、これはもう御承知のとおり財政状況、それからそのときのやはりトップの考え方も含めての方向性、そして市民の意向、議会の意向も踏まえての最終調整が必要だということで、まだそこまで行っていないということでございます。

ただ、先ほど申し上げましたように、うちのほうからどこかの土地を買いに行くというような市の姿勢は今とっておりませんので、そこについては、今あるまだ活用すべき土地というのは議会のほうでも皆様方御承知のように坂戸もしかりですし、可児駅周辺にも蕪検定所跡地、それから今後、想定をしていかなきゃいけない可児駅西の総合会館分室の後利用というのも当然ありますので、そういうところがまず目先にぶら下がっておりますので、そういうのを議論の中心としながら、市として必要な施設等があるようでしたらそれを視野に、どこか土地がある場合についてはそれを対象として、当然、候補としてその都度議論していくことになろうかと思っております。

○委員（可児慶志君） 都市計画道路の見直しというのは建設部のほうで進んでいるようですので、これが見直しが完了、あるいは進んでいく中で、やっぱりある程度の年度目標というのは建設部のほうで立ってくると思うんですね。だから、そういう近い将来、近未来的に着手しなきゃいけないというような用地については、今後、できるだけ早期に、買いに入ると言ったけど、買いに入るといことはなかなか難しいかもしれないけど、機会があれば積極的に購入をするというスタンスで今後進めていってもらいたいと思いますので、その辺のところの十分検証をしていってもらいたいなあと思います。

○企画部長（牛江 宏君） 今の御意見という中で考えれば、都市計画道路を見直す中で優先順位をつけて、例えば10年とか15年の間で実現化していきたいということになりますと、それはまず市全体で道路の優先順位をつける、その中には都市計画マスタープランであるとか、そういう考え方も当然入ってくると思いますので、その中でこの道路については優先的に整備が必要だ、ここについてはぜひ購入することでその事業が円滑に進むということであれば市内の中で調整して、買収する主体が土地開発公社であるということは当然あり得ますので、そこら辺は、逆に言えば内部でしっかり連絡調整をしていきたいというふうに思っております。

○委員長（板津博之君） ほかに発言ございませんか。

[挙手する者なし]

発言もないようですので、この件については終了とさせていただきます。

次に、報告事項3. 地方創生拠点整備及び推進交付金事業の結果についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○総合政策課長（坪内 豊君） それでは、よろしく申し上げます。

資料のほう、総務企画委員会資料ナンバー3というカラーの写真があると思います。こちらでお願いします。

この地方創生につきましては平成27年度に総合戦略を策定いたしまして、毎年度、必要な見直しを行っております。昨年度も9月議会に報告をさせていただいております、今年度も9月議会で報告させていただく予定です。

この地方創生に関連いたしまして、国の交付金を使った事業につきまして議会のほうに報告をさせていただくと、今回そういったものでございます。

資料のほうをごらんいただきたいと思いますが、まず拠点整備交付金といたしまして戦国城跡巡り拠点整備事業という、こちらのほうを行っております。

これは、まず平成28年度の地方創生加速化交付金というのがありましたけれども、これを活用いたしまして、戦国城跡巡り事業によりまして活動人口とか交流人口がふえましたので、これをさらにつなげていくというようなことで、平成29年度で観光客及び活動団体といったところの活動拠点となるようにというようなことで、可児市観光交流館というのを兼山地内に整備いたしております。同時に、活動団体やボランティア団体の育成に力を入れて、将来的に財政面でも自立できるような仕組みに着手をし始めているというものでございます。

まず1つ、1番目の観光交流館の整備というところにありますけれども、これは写真にありますとおり、戦国風の内装にしております。ことしの4月からグランドオープンというようなことで始めておりますけれども、やっておりますことは、市内観光施設への案内とか観光グッズの販売、体験講座等を実施していくということで始めております。現在、4月、5月の2カ月で約1,500人の方の来場をいただいております。

また、6月30日になりますけれども、隣接いたします戦国山城ミュージアムがいよいよオープンをいたしますので、それで相乗効果でお客さんがふえるということを狙っております。

あと、2番目に地域との連携というふうにありますけれども、これはKani若者プロジェクトということで昨年度から始めておりますけれども、そのうちのひとつ、県立可児工業高等学校の生徒さんによりまして、内装の部分で、この写真もちょうどあります家具ですね、矢楯風の机を4台、それから床机、椅子ですね、こちら9脚を4カ月ほどかけて製作をさせていただきまして、これが今常設されておりますので、こちらでそれこそ甲冑を着ていただいて写真を撮って、今SNS発信というのが非常に効果的ですので、そういったことを狙っている

というものでございます。

それから3番目の観光交流館ソフト事業の準備ということで、これはグランドオープン、先ほどの4月ですね、そこに合わせまして、昨年度はいろんなソフトの準備、試行とか、そういうのを含めてやっております。館内で着つけ体験ができますように、甲冑、忍者の衣装を製作しまして、実際、イクササイズというふうに言っておりましたけれども、宣伝用の撮影会ということでいろんな人たち、希望する方々に参画いただいて美濃金山城に甲冑を着て登って、そこで写真を撮って発信するというようなことも行っております。

現在、観光交流館、甲冑が大人用が10領ありまして、それから子供用が3領です。忍者が7着ありますので、結構な方に御体験いただけるという準備をしております。これを拠点整備交付金事業の中で準備をしてきたというものでございます。

続きまして、K P Iの実績値等というものになります。横のものになりますけれども、まず戦国城跡巡り事業の事業費としては1,934万円で、この半分が、ここにありますが967万円というのが、2分の1が補助金として来たというものでございます。

K P Iの指標としては、まず拠点施設での収入等ということに、まず稼ぐというような意味になりますけれども、こちらのほうの目標値は50万円だったんですが、平成29年度の実績としては95万7,000円で、達成度としては以上のような数字になっているという状況でございます。

指標2といたしましては新たな交流人口の増加数ということで、こちら平成29年度実績値が24万5,345人で、目標値を若干上回ったというような状況でございます。

その下の表の真ん中のところのK P Iに対する評価ということになりますけれども、指標1に対しましては城跡団体が、これは山城連絡協議会を指しておりますけれども、各種PR活動で個人や企業からの支援を得ております。運営協力金とかガイド料とか、企業からの協賛金、そういったもので先ほどの収入が出てきているというようなものでございます。

それから指標2といたしまして、これは城跡への登城者やイベント参加者が増加しております。今カウンターをつけて、全部の城ではないんですけれども、一定のお城の数を把握しているという状況なんですけど、昨年度は1万8,559人の方に登っていただいたということでございます。

それからイベントは、昨年度、代表的なものとして美濃金山城下ぶらり歩きといったものを催しまして、これは3,000人の方に来ていただいたというふうにも実績として出ております。

今後の展開と改善点ということになりますけれども、観光交流館につきましては始まったばかりということになりますけれども、ガイドとか関連グッズの製作・販売、着つけ体験といったことを行っていくと同時に、市民の憩いの場となるような雰囲気をつくっていききたい、そういう運営をしていきたいというふうに考えております。

それから、やはり関係する団体が自立していくということが非常に重要だと、それはお金だというふうに考えておりますので、そういった自主運営できるような財源確保の仕組みづ

くりもさらに整えていきたいというふうに考えております。

引き続き、今度は地方創生推進交付金事業の結果について御報告を申し上げます。

こちらは、コミュニティバス交通ネットワーク推進事業ということになりますけれども、これは御存じ、おでかけしよK a r、Kタク、Kバスのことになります。

現行のコミュニティバス、さつきバス、電話で予約バスに加えまして、新たな移動手段といたしまして日曜日、祝日に運行しますおでかけしよK a r、Kタク、Kバスの実証運行の実施と運行結果の検証、そして運行改善を行いまして、今年度の本格的な運行に向けた準備を行ったというものでございます。

これと同時に地方公共交通の現状、問題点、課題の整理といったことを踏まえまして、持続可能な公共交通網を構築するために、可児市地域公共交通網形成計画を策定するための基礎調査を行っております。

まず1番、日曜日祝日実証運行といたしまして、市民の楽しみを創出というふうにありますけれども、市民のお出かけのきっかけとなるような移動手段を提供するために、地域と鉄道駅、観光文化施設を結ぶコミュニティバスの実証運行をしましたところ、一定の利用が見込めました。また、アンケート調査での満足度も高かったということもありますので本格運行を決定しております。実証運行期間は34日間、利用者数は633名でございます。

次に、2番目の地域公共交通網の形成計画基礎調査になります。

こちらにつきましては、各種調査といたしまして市民アンケート、利用者アンケート、乗降調査、交通事業者と各種団体へのヒアリングといったことを行いまして、地域公共交通の問題点や課題の抽出、整理を行いまして、報告書をまとめたというものでございます。状況はその下にありますとおりです。

続きまして、また次のページの横表になったK P Iの実績値等になります。

こちらの可児市コミュニティバス交通ネットワーク推進事業も、補助金の補助率が2分の1ということになりますので事業費が1,161万6,000円、その半分の580万8,000円というのが補助金として来ております。

指標1の新たな観光交流人口の増加は、先ほどの観光のほうでも出てまいりました24万5,345人ということで同じ数字になっております。

指標2につきましては、コミュニティバスの年間利用者数が8万人ということで、これは若干目標値を切っております。このK P Iに対する評価、下の表の真ん中になりますけれども、さつきバス、電話で予約バスの利用者が想定より伸びなかったというようなことから目標値を下回ったという分析をしております。

これに対して、今後の方針ということになります。平成30年度から日曜日、祝日のコミュニティバスの本格運用を始めるということから、新たな利用者確保につながる利用促進に努めていくということでふやしていきたいというふうに考えております。

また、既存のさつきバス、電話で予約バスにつきましては、利用者からの意見等も参考にしながら運行の改善に努めていきたいというふうに考えております。以上です。

○委員長（板津博之君） ありがとうございます。

それでは質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

発言もないようですので、この件は終了とさせていただきます。

以降の議事につきましては委員のみで行いますので、執行部の皆さんは御退席いただいて結構です。どうもお疲れさまでございました。

では、暫時休憩といたします。

休憩 午前 10 時 17 分

再開 午前 10 時 18 分

○委員長（板津博之君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

協議事項(1)、議会報告会の意見の取り扱いについてを議題といたします。

座長もおられますが、5月の議会報告会において意見交換の際にいただいた市民からの意見の中で、総務企画委員会に振り分けられたものを資料4といたしまして皆さんのお手元に配付をさせていただいております。

これらの意見について、その取り扱いを協議したいと思います。

今回、きのうの議会全員協議会でも報告がありましたけれども、総務企画委員会の所管部分としましては東美濃ナンバーについてと、それから岐阜医療科学大学、あと防災というところ、大きくは3つ御意見をいただいております。東美濃ナンバーと岐阜医療科学大学については多くの意見をいただいておりますけれども、これらについての取り扱いを見ていただいたとは思いますが、御意見ございましたら今お聞きしたいと思います、いかがですか。

私個人の思いとしては、東美濃ナンバーについては総務企画委員会というよりは議会全体、予算委員会でもかなり出ておりましたけれども、議会全体としてこれはやっていくというような方向かと思っておりますので、この中では岐阜医療科学大学については、やはり今後も、前委員会の引き継ぎ事項にも入っておりますので、調査研究というか注視をしていかなくはないんじゃないかなあというふうにも思いますし、防災に関しても、前委員会からの引き継ぎ事項もございまして、代表質問もこの委員会としてやってきたという経緯もございまして、その2つについては何らかの形で取り上げたほうがいいんじゃないかなあというふうに思いますが、いかがですか、副委員長。

○副委員長（山根一男君） そのとおりだと思いますし、岐阜医療科学大学にしましても、どうしても予算面が強調されがちですので、もちろん注視していくということは必要だと思いますけど、やはり当委員会としては防災ですね、この中で気になるところで意見として、メール配信は年配の方には難しくはないとか、割り込み放送にしても耳の不自由な方はどのような対応があるかとかいうように、情報伝達その他につきまして、結構不安の声が聞こえ

てくるかなあとと思います。やはり防災面とかを中心にもう少し検証していくとか、研究していく必要があるんじゃないかなあとと思いますけど。

○委員長（板津博之君） 今副委員長からは、やはり今回、昨年9月に行った代表質問でFMからの割り込み放送やエリアメールのスタートと、あとはすぐメールの情報の反映ですね、ホームページへのタイムリーな配信ということで、それは執行部のほうで対応をしていただいております。そういったことも踏まえて、さらなる情報弱者の方への災害情報の発信についてというようなところが一つまた課題とか、調査研究項目になるのかなあとというふうには思います。

ほかに何か、お気づきの点ございましたら。

この後、引き継ぎ項目というのも協議題の中で出てまいります、ここでいただいた御意見がまさにそちらにもつながってくるかと思っておりますので、委員の方、何かございましたら今御発言をお願いしたいと思っておりますが、いかがですか。

○委員（澤野 伸君） 非常に多くの御意見、多種多様の御意見をいただいております部分の岐阜医療科学大学については非常に期待値を持っていただいている方と、かなり不信感を持ってという御意見もいただいておりますが、まちづくりの部分についても大学が入ってくることで大きく変わってくることもありますし、それに伴っての対応というのも十分やっていかなければいけません。

先ほどの予算決算のほうでは、繰越明許ということで委員会のほうではそういう対応ということだったんですが、今後、いわゆるまちづくりにも絡めた、また大学との連携、そしてこの18億円という市税を投下した意味を受益者である市民の皆さんにどう還元していけるのかということも、少しやっぱり考えていくべき事項ということで、いろんな御意見を読みながら思いましたので、この部分はやっぱりしっかり取り上げていかなければならないのかなあとというふうに思っています。

○委員長（板津博之君） ありがとうございます。

そうですね、やはり18億円というこの税金を投入するということについては、議会報告会の中でも、私が担当した桜ヶ丘のグループの中でもいかなものかというような御意見もあったように思いますので、やはり今、澤野委員がおっしゃられたように、しっかりと当委員会としても、まちづくりの面についても地域との連携というところも踏まえて、しっかり注視していくということが必要なのではないかとこのように思います。

ほかの点については、何かございますでしょうか。

〔挙手する者なし〕

なければ、大体今のような御意見でまとめさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

それでは、岐阜医療科学大学について、今後もしっかり委員会としても注視なり、調査研究を進めていくということと、それから防災については副委員長から話がありましたが、や

はり今後も災害情報の発信については、特に情報弱者の方への発信ということも、しっかりやっていくということも調査研究項目として加えていきたいというふうに思いますが、以上でよろしかったでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

ありがとうございます。

それでは、ただいま出た意見を委員長、副委員長で取りまとめさせていただきますので、この案件については終了としたいと思います。

それでは最後、協議事項(2)、次期委員会への引き継ぎについてを議題といたします。

議会基本条例第 11 条第 4 項による次期常任委員会へ引き継ぐ所管事務調査及び政策提案の内容について、取りまとめを行いたいと思います。

引き継ぎ事項について御意見はありませんかということなんですが、ちょっと皆さんのお手元に平成 30 年 3 月 7 日の総務企画委員会の資料ナンバー 1 というものと、あと平成 29 年 9 月 14 日の総務企画委員会資料ナンバー 5 というものが配付をさせていただいておりますが、この資料ナンバー 5 のほうですね、総務企画委員会引き継ぎ事項についてというものが、前委員会から我々この委員会に引き継がれた項目であります。

ちょっと読み上げさせていただきますと、1 点目としては防災力の向上についてということで、さまざまな災害に応じた自治会ごとのタイムラインが作成されることとなるが、これを生かすよう行政と市民とが一体的な実効性がある防災訓練の実施など、地域の防災力向上について引き続き調査研究を進めること。

2 点目といたしまして、岐阜医療科学大学可児キャンパス開設に向けて。平成 31 年 4 月の開設に向けて、大学との連携のあり方やまちづくりに生かすための諸課題について調査研究を行うことということで、2 項目が引き継ぎをされております。

それで私、正・副委員長のほうで事前に、また引き継ぎ項目としてちょっと素案をまとめてさせていただいておりますので、きょう、これからそれをお配りしたいと思いますので、またそれを見てちょっと協議したいと思いますので、よろしく願いいたします。

〔資料配付〕

それでは、お配りさせていただきました資料ですけれども、1 点目と 2 点目についてはもう、今私が読み上げたものと全くそのとおりです。どちらも、やはりまだこれからも防災力の向上についてということについても、岐阜医療科学大学の件についても引き続きやっていくべきじゃないかなあというふうに考えるわけですけれども、そこに新たに 3 点目の項目を加えさせていただきます。

情報弱者への災害情報の発信についてということで、災害時の情報発信としてはエリアメールの開始、すぐメールかのにの市ホームページへの反映や FM なら割り込み放送などが整備されたが、情報弱者への災害情報の発信については今後も調査研究を進めること。また、括弧書きで入れさせていただきましたが、今先ほど配らせていただいた資料でもおわかりかと思うんですが、平成 30 年度末で火災放送は中止することとなったということが、ことしの

3月の委員会の中で報告事項として上がっておりました。それを受けて、同報系防災行政無線での災害情報の発信についても調査研究を進めること。これにつきましては、野呂議員の今回の一般質問でも若干取り上げられておりましたけれども、やはりこの防災無線が全く、特に火災について放送がなくなるということが、果たしてこれが市民のためにいいのかという部分を考えると、これは非常にちょっと問題じゃないかなあというふうに私としては思っております。そういったこともあってこの3点目として加えさせていただいておるんですけれども、皆さんのお手元に、ことしの3月7日の総務企画委員会の資料をまた配らせていただいているんですけれども、この2点目のところに同報系防災行政無線の火災放送について、要は現機器の導入、一部事務組合としてやっていることですので新しい機器へ更新するとなると市の負担が、また約4,770万円プラス年間の保守経費が360万円かかってくるということがわかったわけです。

執行部として、行政としては、可児市としましては平成30年度末をもって、今まで先日の火災でも放送はあるわけなんです、それがもう今年度末をもって防災行政無線での放送はやめると。現状、すぐメールなり可茂消防から提供される災害メールがあるので、それで今後はやっていくということが示されたんですけれども、それが果たしてこの所管する委員会として、問題意識として私は、代替になるようなことも考えていかなくはないんじゃないかというふうに思うわけなんです、きょう、突然こんなことをちょっと私のほうから提起させていただくんですけれども、それも含めてこの3点目の引き継ぎ事項について、ないしは1点目、2点目についてでも結構ですが、皆さんの御意見をいただいて次期委員会に引き継いでいきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○委員（勝野正規君） 全くもって、防災行政無線の火災放送中止とか、防災行政無線を今後最低限の経費で修繕していくということで、委員長のおっしゃったとおり、アナログも大事なかなあという部分は非常にあると思いますので取り上げていきたいというのはやまやまなんですけれども、この3月7日に説明を受けて、そこでそのまま進んでいっている。防災行政無線の対応についても最低限の修繕はしていくよということで、ほぼ同意みたいな形を得ちゃっておる中いけるかということと、議会報告会の帷子だったと思いますけれども、今ケーブルテレビの告知放送機も、近々、今年度末やったかな、どこかに記してあります、近々もう廃止になるんです。だから、全てアナログというものが中止になっちゃうということは、本当に今委員長が言われたように、災害弱者の情報をどこで得るんやというのは、非常に私も危惧しております。

同報系防災行政無線の災害情報発信についても調査研究を進めるということやけれども、市はやらないよという方向でいって、どういうふうに、食いとめることはもうできないので、ちょっと思案をみんなで見なければならぬかなあと思います。

○委員長（板津博之君） ありがとうございます。

実は「また」以降、要は最後の3行は私の勝手な思いなので、ここは削っても構わないと思っております。ただ、自分が消防団員をやっていたからというところちょっと語弊もあるか

もしもですが、現実に防災安全課からは消防団の役員会に対しては、既にもう周知は、報告はしているということなんですけど、もし火事が起きたときにメールだけに依存していると、肝心の消防団に対しても果たして迅速に、今までどおりのような速さで団員なりに伝わるのかなあという危惧があるものですから。

いろんな手法があると思うんです。例えばこの委員会として消防団の幹部とかと、まだ各種懇談会の中でやったりという場を設けていないので、いずれにしてもこの委員会ではできないんですけれども、次期委員会でそういったこともやっていただくとか、何かしらテーマ性を持って委員会機能の充実の中でやっていただけるといいのかなあというふうに思っています。だから逆に言うと、今勝野委員のおっしゃられるとおり、情報弱者への災害情報の発信についてという部分だけでも問題はないと思っています。

ただ、防災無線がなくなっても何かしらそれを補完することは、メール以外に、執行部のほうももしかしたら既にやっている可能性もあるので、いずれにしても全くアナログの、いわゆる防災無線の火災の放送がなくなってしまうということは、少なくともよくはないと思っていますので、それに成りかわるものを、やはり今後検証というか検討していただかないといけないかなあという課題、問題意識は持っているんですけど、その点についていかがですかね。

○副委員長（山根一男君） 私も委員長の相談といいますか発言を聞いて、なるほど防災行政無線の消防に関する、火災に関するものが消防団員に対する告知だけだったら確かにわからないでもないんですけれども、やはりいろんな意味があると思うんです。

例えば、どこどこの地内で何があったということ、そこに親戚がいるとか、友達はどうしているんだとか、あるいは自分のところに振り返って、こんな寒空の下に火事で大変だなあとかね、そういう当事者意識を持てるような啓発ですね、そういう効果も非常に高いと思っていますし、何より市民はこれがなくなるということを承知していないんじゃないかなあ、要するに議会として、市民はこれに限らず防災行政無線はだんだんなくなる方向だということをお我々は報告を受けているわけなんですけれども、市民一人一人が、特に弱者と言われる高齢者の方なんかそれが承知しているかどうかを議会としてももう少し把握する必要があるんじゃないかなあと個人的にも思いますし、野呂議員のおっしゃっていたワイパーですね、旧式のものだけでも、やっぱり変えられないものもあるということで、メールと防災行政無線は異質のものだとの意味思いますので、もうちょっとここを立ちどまって議会として市民意見をしっかり把握するという意味での検証、研究はやってもいいんじゃないかなあと思いましたが、皆さんの御意見もぜひ伺いたいなあと思います。

○委員長（板津博之君） 今、3点目のことだけになっていますけれども、まずちょっと整理するために1点目と2点目について、これを継続で引き継ぎ事項として次期委員会へ送るということについてちょっと賛否をお聞きしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

ありがとうございます。じゃあ、これはそのまま次期委員会へ送るということで、そうし

ましたら3点目ですけれども、今いろんな御意見もいただいたんですけれども、ちょっと確かに私自身も、最後の3行ですね、「また」以降については余りにも具体的過ぎるのかなあと、執行部はやらないと言っている部分もあるので。

ただ、一般質問の答弁を聞いていると、火災放送以外の部分は修繕して今後も続けていくという部分は答弁の中でもあったので、ちょっとここは削らせていただいて、そうすると3行にとどまると思うんですね。前半の部分はやった実績の部分となるので、もう一回読み上げますと、災害時の情報発信としてはエリアメールの開始、すぐメールかのにの市ホームページへの反映や、FMらら割り込み放送などが整備されたが、情報弱者への災害情報の発信については今後も調査研究を進めることというところまでとどめれば、もうちょっと範疇が広まってくるかなあというふうに思うんですが、いかがでしょうか。この文案についてちょっと御意見をお伺いしたいと思います。

○委員（川合敏己君） 私的には、下の3行はなくてもいいのかなあというふうには思いますが。というのは、個人的には、例えばぼやの火災は結構ぼやレベルで終わることも多いですし、1回30万円というお金もかかるということですので、個人的にはですよ、いろんな意見がある中での私個人的には、火災の同報無線でのというのは余り物すごい必要性をそう感じてはいないんです。経費30万円ということを考えている中においては。

ただ、この同報系防災行政無線というのはやっぱり、例えば水害が起こりやすい地域にはあったほうがいいような気がしますし、そういった意味では、今後、廃止に向かっていく仕組みを今後どうしていくかということは、やっぱり調査研究をしていく必要はあると思いますけれども。

○委員長（板津博之君） ありがとうございます。

水害に関しては、恐らく防災無線は聞こえないと思うんですね。だから、これは災害の種類によってもその必要性というのがまた変わってくるとは思うんですけれども、いずれにしても、どんな災害にせよ市民に伝わらないと意味がないものなので、防災行政無線の存亡というか、今後どうしていくかという部分はまた別問題にしても、いずれにしても情報が伝わるようにしていただくということが大事かと思しますので、私のこの案文から、防災行政無線の部分は削除させていただくということでいかがかなあと思うんですが。いかがですか。

さらには、この3点目を引き継ぎ事項として加えさせていただくということで御異議はございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

ありがとうございます。

○委員（勝野正規君） 3点目をつけ加えるに当たって1点目と3点目をつなげる、順序の配列だけよろしく御理解いただければいいかなあと思います。

○委員長（板津博之君） これを1つの文にするということも考えたんですけど、ただそうするとボリュームが多くなっちゃうので、2点目を……そういうことですね。岐阜医療科学大学を最後にするなりということでもよかったですか。じゃあそこは正・副委員長にお任せいた

だくということによろしいですかね。

〔「異議なし」の声あり〕

それでは、ただいま出た意見を委員長・副委員長で取りまとめ、議長に報告の上、次期議会へ引き継ぐこととしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

ありがとうございます。異議なしという声をいただきましたので、以上で本日の案件は全て終了いたしました。

そのほか、これでこの委員会は最後となりますが、何か。

○委員（勝野正規君） 委員長がいいことを言われたんですけど、消防団との幹部の懇談会、やっぱりこの委員会では無理なので、それは引き継ぎ事項としては出せるようなことじゃないんだけど、委員長から委員長さんへ引き継いでいただければなあと思っております。

○委員長（板津博之君） ほかに何かございませんか。

○委員（川合敏己君） その他事例にあった猫条例のやつですね、あれはちょっと所管が建設市民委員会のほうでやっていただければ、ちょっと検討してもらうように引き継いだほうがいいかなあと思いました。正式に。

○委員長（板津博之君） それは局長、どうしましょう。うちの委員会からなのか……。

〔発言する者あり〕

○委員（澤野 伸君） 済みません、その箇所の班長だったものですから、いただいた資料等々は座長を通じて送ってもらうということになっていまして、前回の会議の時間帯には言わなかったものですから、今、川合委員から正式にということだったんですが、建設市民委員会の所管になるということ、局長とも話をちょうどその後ろでしちゃったものですから申しわけありませんでした。

ということで、ちょっと総務企画委員会にも一部入っていますけれども、検討を建設市民委員会で取り上げていただきたいということはちょっと局長と話を、実施会議の終わったところでちょっとしてしまったので、載っていますがそういうことですので、もしあれでしたら委員長から建設市民委員長に正式に申し送りをしていただければと思いますので、お願いします。

○委員長（板津博之君） 今、座長も見えるので、座長もそのようなことによろしいですね。

この資料4の6ページにその他事項の中で、上から2つ目のちょぼのところに可児市猫条例の制定を要望するというふうに書いてありますが、結果、これは総務企画委員会の所管ではないということですので、今、そのように私のほうから正式に建設市民委員会の委員長に、そちらでお願いしますということでお願いを申し上げますので、そのようによろしくお願いいたします。

では、ほかになければこれで終了とさせていただきます。お疲れさまでございました。

閉会 午前10時47分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 30 年 6 月 13 日

可児市総務企画委員会委員長